

都立病院経営委員会設置要綱

平成14年6月18日
14病経企第151号
本部長決定

一部改正 平成19年2月16日
18病経総第730号
本部長決定

一部改正 平成19年3月14日
18病経総第814号
本部長決定

(目的)

第1 都立病院の経営に関し、患者の視点・民間の視点を取り入れた病院経営の実践的取組に関する提言を得て、都立病院運営の充実を図るため、都立病院経営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 都立病院の実践的な経営手法
- (2) 都立病院の医療サービスの向上策
- (3) 都立病院における「開かれた医療」への取組
- (4) その他病院経営本部長が必要と認める事項

(構成)

第3 委員会は、学識経験を有する者等のうちから病院経営本部長が委嘱する委員9名以内で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の出席)

第 7 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。

(会議及び会議録の公開)

第 8 会議及び会議録は原則公開とする。

2 委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録を公開しないことができる。

(庶務)

第 9 委員会の庶務は、病院経営本部経営企画部総務課において処理する。

(雑則)

第 10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 18 日から施行する。

附 則 (18 病経総第 730 号)

この要綱は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。

附 則 (18 病経総第 814 号)

この要綱は、平成 19 年 3 月 14 日から施行する。